

改正後				現行			
さかの稼げる水田農業推進事業費補助金交付要綱				さかの稼げる水田農業推進事業費補助金交付要綱			
令和5年 3月31日 園農第2794号 改正 令和7年 4月 1日 園農第29号				制定 令和5年3月31日 園農第2794号			
第1～7条 【略】				第1～7条 【略】			
附 則 この要綱は、令和5年度分の補助金から施行する。				附 則 この要綱は、令和5年度分の補助金から施行する。			
<u>附 則</u> この要綱は、令和7年度分の補助金から施行する。							
別表1				別表1			
事業種目	対象経費	補助率	重要な変更	事業種目	対象経費	補助率	重要な変更
1 低コスト・高品質化条件整備事業費	集落営農法人、農地所有適格法人、集落営農組織、認定農業者、集落営農法人を基本とする団体、及び農業者の組織する団体等が要領別表1の事業種目欄の1の低コスト・高品質化条件整備事業の事業内容欄に掲げる機械・施設の整備を行う事業に要する経費に対し、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	対象経費の10/13以内又は間接補助事業費の1/3以内のいずれか低い額。 ただし、要領別表1の事業内容欄の4の農作業受託型及び広域組織型の場合、対象経費の5/6以内又は間接補助事業費の1/2以内のいずれか低い額。 <u>※「さかの稼げる水田農業推進事業対象農業機械・施設の標準事業費」に定めのある場合には、規定する上限補助額の範囲内で補助金を交付するものとする。</u>	1 対象経費の30%を超える増減 2 事業実施主体の変更 3 事業種目の欄に掲げる1及び2の経費の相互間の流用	1 低コスト・高品質化条件整備事業費	集落営農法人、農地所有適格法人、集落営農組織、認定農業者、集落営農法人を基本とする団体、及び農業者の組織する団体等が要領別表1の事業種目欄の1の低コスト・高品質化条件整備事業の事業内容欄に掲げる機械・施設の整備を行う事業に要する経費に対し、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	対象経費の10/13以内又は間接補助事業費の1/3以内のいずれか低い額。 ただし、要領別表1の事業内容欄の4の農作業受託型及び広域組織型の場合、対象経費の5/6以内又は間接補助事業費の1/2以内のいずれか低い額。	1 対象経費の30%を超える増減 2 事業実施主体の変更 3 事業種目の欄に掲げる1及び2の経費の相互間の流用

さがの稼げる水田農業推進事業費補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改正後					現行				
2 売れる米・麦・大豆づくり推進事業費	農業者の組織する団体及び農業協同組合が要領別表 1 の事業種目欄の 2 の売れる米・麦・大豆づくり推進事業の事業内容欄に掲げる事業に要する経費に対し、市町が補助する場合における当該補助に要する経費、又は、農業者の組織する団体及び農業協同組合が要領別表 1 の事業種目欄の 2 の売れる米・麦・大豆づくり推進事業の事業内容欄に掲げる事業に要する経費	間接補助事業費の 1/2 以内。 ただし、県が直接補助する場合は、補助事業費の 1/2 以内。			2 売れる米・麦・大豆づくり推進事業費	農業者の組織する団体及び農業協同組合が要領別表 1 の事業種目欄の 2 の売れる米・麦・大豆づくり推進事業の事業内容欄に掲げる事業に要する経費に対し、市町が補助する場合における当該補助に要する経費、又は、農業者の組織する団体及び農業協同組合が要領別表 1 の事業種目欄の 2 の売れる米・麦・大豆づくり推進事業の事業内容欄に掲げる事業に要する経費	間接補助事業費の 1/2 以内。 ただし、県が直接補助する場合は、補助事業費の 1/2 以内。		
(注) 補助金の算定にあたっては、いずれの場合においても千円未満の額は切り捨てるものとする。					(注) 補助金の算定にあたっては、いずれの場合においても千円未満の額は切り捨てるものとする。				
別表 2 【略】					別表 2 【略】				